令和５年５月８日

保護者各位

青森県立弘前南高等学校
校　長　　白　濱　　卯

本校における５類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より新型コロナウイルス感染症の蔓延防止にご協力いただき感謝申し上げます。
さて、標記について県から通知がありましたのでお知らせいたします。
県からの通知はクラッシー、学校ホームページでもお知らせしておりますが、特に出席の取扱いの対応につきまして、下記のとおりとしますので、ご家庭でご確認くださるようお願いいたします。
なお、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて、対応を変更する場合があることを申し添えます。

記

１　出席停止の取扱い
新型コロナウイルス感染症に係る出席停止は、**（１）**及び**（２）**によるものとする。

（１）医師の診断により陽性が判明した場合
①　有症状患者の場合
発症日を０日目として５日間経過し、かつ、症状軽快後２４時間経過後、６日目から登校可能。ただし、発症から１０日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

②　無症状患者の場合
検体採取日を０日目として６日目から登校可能。ただし、検体採取日から７日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。

（２）感染が不安で休ませたいと相談のあった場合
生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とする。

（３）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある児童生徒
無理をせず、自宅で休養するよう推奨することとするが、登校を制限しない。

（４）同居家族の陽性が判明した場合や陽性判明者との接触があった場合
登校を制限しない。

【担当】
教　頭　川村　真慶
電　話　０１７２―８８－２２３１